

令和元年度 第6回牧区地域協議会 次第

日時：令和元年12月24日（火）

午後6時30分～

会場：牧区総合事務所301会議室

1 開 会

2 あいさつ

3 報告事項

(1) 民生委員・児童委員、主任児童委員の改選結果について・・・資料No. 1

(2) 令和元年度 灯の回廊「まき深山のともしび」の実施について・・・資料No. 2

4 協議事項

(1) 令和2年度地域活動支援事業について・・・資料No. 3～資料No. 7

5 その他（連絡事項）

6 閉 会

●民生委員・児童委員

任期：令和元年12月1日～令和4年11月30日

委員氏名	担当町内会	備考	再任・新任
わたなべ 渡辺 喜一	宮口、山口、荒井、 東荒井、落田	宮口、山口、落田 荒井（151番地1～154番地4を除く）	再任
はふか 羽深 政宣	柳島、東松ノ木、 田島、下昆子	柳島、東松ノ木、田島、下昆子 小川（1786番地3～1815番地1） 国川（1544番地1～1586番地2） 荒井（151番地1～154番地4）	新任
わたなべ 渡辺 章一	小川、国川、檜谷、 雨露	檜谷 小川（1786番地3～1815番地1を除く） 国川（1544番地1～1586番地2を除く）	新任
たけだ 武田 清隆	岩神、高尾	岩神、高尾	新任
たかなみ 高波 史子	上昆子、下湯谷、 桜滝、棚広	上昆子、下湯谷、桜滝、棚広	再任
わぐり 和栗 俊一	倉下、原、上牧、 府殿	倉下、原、上牧、府殿	新任
さとう 佐藤 京子	宇津俣、棚広新田	宇津俣、棚広新田	再任
おおた 太田 修	高谷、切光、今清水、 泉	高谷、今清水、泉、 切光（2437番地1を除く）	再任
たかさわ 高澤 正一	吉坪、片町、神谷、 七森、平山、大月	吉坪、片町、神谷、七森、平山、大月 切光（2437番地1）、川井沢（72番地1 ～94番地第1）、池舟（589番地28）	再任
こいで 小出 政夫	平方、坪山、川井沢、 池舟	平方、坪山、 川井沢（72番地1～94番地第1を除く） 池舟（589番地28を除く）	新任

●主任児童委員

委員氏名	担当区域	再任・新任
ながせ 長瀬 一成	牧小学校区および牧中学校区	新任

※「再任」は前回から引き続き委員を務める人、「新任」は今回から新しく委員を務める人です。

令和元年度 灯の回廊「まき深山のともしび」の実施について

- 1. 実施期日 令和2年2月22日(土)
- 2. 実施主体 牧まちづくり実行委員会
- 3. 実施体制 「組織図」参照

4. 当日の日程

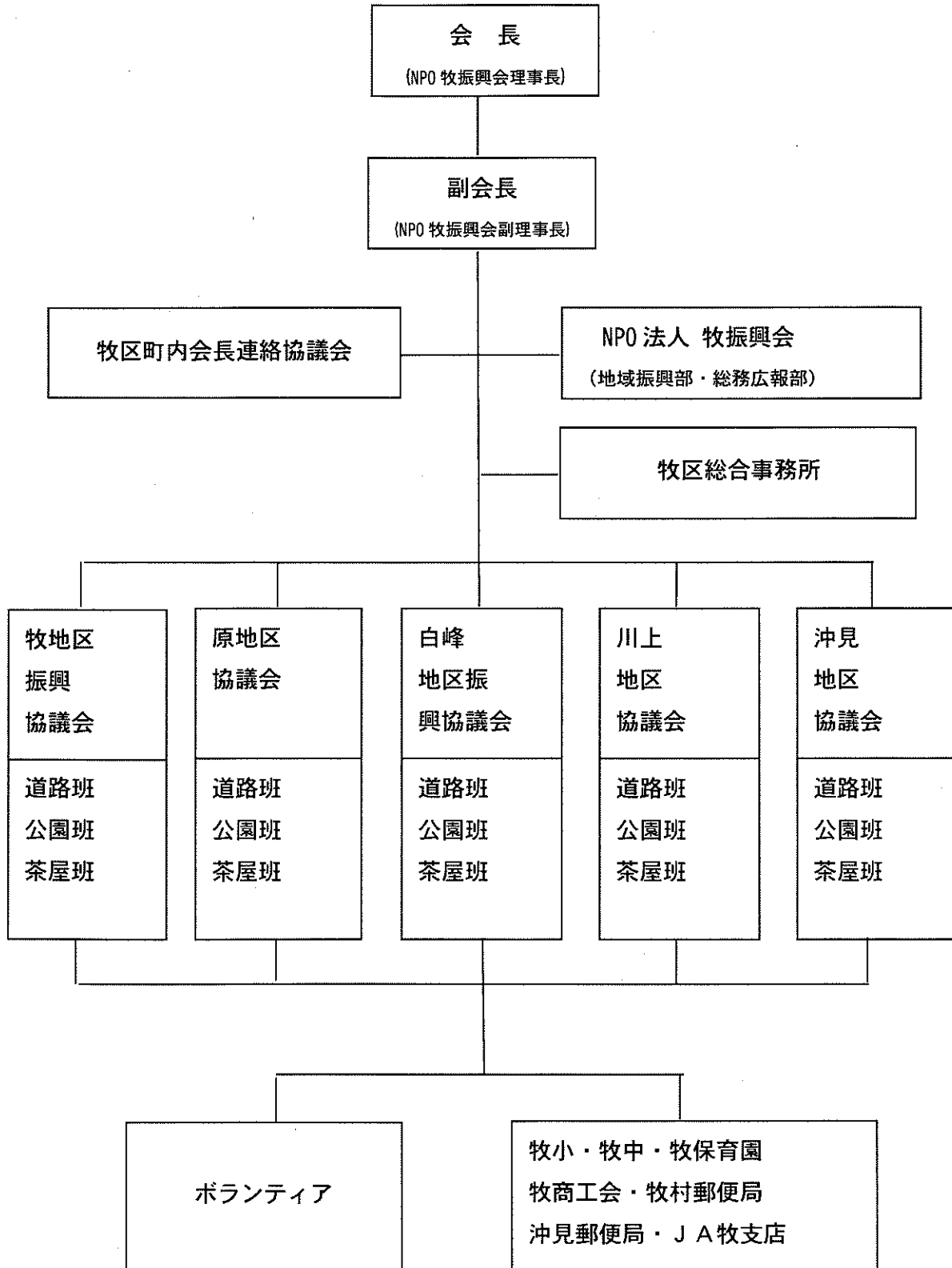
時間	16:30	17:00	18:00	19:00	20:00	21:00	備考
各地区 キャンドル キャンドル	点灯		点灯確認パトロール				ろうそく、紙コップは翌日10時までに片付け
各地区 茶屋・売店	営業					片付	
シャトル運行 (マイカ4台)	運行						

5. 今後の予定

期日	期日	内容	備考
1	12月6日(金) 午後6時30分から	第1回実行委員会	牧コミュニティプラザ 2F 集会室
2	12月～2月	各地区打合せ会議	実施内容の検討
3	12月20日(金)	中山間地域支え隊ボランティア申込書を提出(希望地区)	総合事務所
4	1月中旬	各地区協力員名簿を提出(保険加入)	総合事務所
5	1月14日(火)	出店者(茶屋)会議	牧コミュニティプラザ
6	2月中旬	キャンドル等の配布	牧コミュニティプラザ
7	2月22日(土)	灯の回廊「まき深山のともしび」	
8	2月23日(日)	片づけ作業	午前10時まで

令和元年度 灯の回廊「まき深山のともしび」

牧まちづくり実行委員会 組織図



令和 2 年度地域活動支援事業案の概要（案）

※令和 2 年度の地域活動支援事業の概要は、令和元年度と同じ予定である。

※本事業案の概要は、令和 2 年市議会 3 月定例会での新年度予算の成立を前提としたものであり、審議結果により変更となる場合がある。

<p>1 趣旨</p> <p>(1) 目的</p> <p>(2) 運用方針</p> <p>(3) 審査体制</p> <p>2 各区への配分額</p> <p>(1) 総事業費</p> <p>(2) 配分額</p> <p>(3) 残額の取扱い</p> <p>3 今後の主なスケジュール</p> <p>4 事業の概要</p>	<p>(1) 実施方法</p> <p>(2) 対象事業</p> <p>(3) 対象経費</p> <p>(4) 補助率・限度額の設定</p> <p>5 事業の実施手順等</p> <p>(1) 採択方針の取扱い</p> <p>(2) 事業提案書の受付</p> <p>(3) 提案事業の審査</p> <p>(4) 事業の紹介・公表</p>
---	---

1 趣旨

(1) 目的・背景

- 資金の使い道を考えることを通じて、市民の皆さんが、自治とは何か、地域の豊かさ、地域づくりとは何かということに思いを巡らせ、自らの発意を行動に移していく、こうした市民主体のまちづくりを進めていく契機としていく。

(参考) 地域自治区制度は、市民が地域の課題を主体的にとらえ、議論を行い、決定した意見を市政に反映させていくための仕組みであるとともに、身近な地域の課題解決に向けて自主的・自発的な地域活動をより活発なものとしていくための仕組みであることから、制度の実効性を高めていく手法として、本事業を制度化したもの。

(2) 運用方針

- 地域の住民が自ら考え、地域の課題解決や活力向上のために必要とする事業について極力制限を加えることなく活用できるよう、全市的な規制を最小限に抑え、できる限り地域の裁量に委ねる。

(3) 審査

- 住民の生活実感を踏まえた議論を経て、地域にとって真に必要な提案事業を採択することは、地域の課題解決に向けた地域協議会の役割にかなう活動であることから、各区の「採択方針の決定」と「審査」は、引き続き各地域協議会に委ねることとする。
- 各地域協議会においては、提案事業の審査を通じて、地域の活動団体の状況や地域の課題の把握にも努め、自主的審議の一層の活性化につなげていただきたい。また、審査に当たっては、地域の活力向上や課題解決に対する効果、提案団体の自立の観点について改めて十分な審議をいただき、本事業の更なる効果的な活用につなげていただきたい。

2 各区への配分額

(1) 総事業費

1 億 8,000 万円

(2) 配分額

均等割 1 億 2,600 万円 (450 万円×28 区) + 人口割 5,400 万円

均等割 7 : 人口割 3

※各区の配分額については 2 月下旬の新年度予算案公表に併せて公表。

(3) 残額の取扱い

- 追加募集を行うかどうかは、各地域協議会の判断に委ねることとする。
- 配分額の残額は、翌年度に加算しない。

3 今後の主なスケジュール

～2 月中旬	各地域協議会において採択方針、募集期間等を決定
2 月下旬	新年度予算案の公表、制度の概要案の公表
3 月～	新年度の募集に向けた相談の受付 (たより・説明会・個別相談)
4 月 1 日～	事業の募集開始 (募集期間は地域自治区により異なる)
募集終了後	各地域協議会での審査
審査終了後	採択事業の決定、公表
採択決定後	補助金の交付決定、事業の実施

※事業提案書の提出日以降の事前着手は認めることとする。

4 事業の概要

(1) 実施方法

- 「市が行う事業」は対象としない
※ ただし、部活動として使用することが主となる資機材の整備、活動経費については「市が行う事業」とはならない。
- 事業の内容
 - ・ 団体等が、主体的に取り組む事業に対し、市が補助金を交付
- 事業を提案できる方
 - ・ 5 人以上で構成し、市内で活動する法人又は団体 (政治や宗教活動を目的とする法人又は営利法人を除く)

(2) 対象事業

- 「身近な地域における課題の解決を図り、それぞれの地域の活力を向上するため、市民の皆さんが自発的・主体的に行う地域活動」を対象とする。
ただし、次のものは対象外とする。
 - ・ 物品の購入や施設等の整備・修繕のみを目的とした、活動を伴わない事業
 - ・ 政治活動・宗教活動を目的とする事業
 - ・ 公序良俗に反する事業
 - ・ 国・県・市の他の補助制度と重複して助成を受けようとする事業
 - ・ 市に大規模な施設の設置や開発を求めるために行う事業
 - ・ 行政サービスの提供や公共施設の整備等を市に求める事業

(3) 対象経費

- 事業の目的を達成するために直接必要な経費を補助する。

ただし、次に掲げる経費は補助の対象外とする。

- ・応募や実績報告などに要する事務的な経費（提出資料のコピー代や郵送代、等）
- ・応募団体等の運営（人件費、事務所の家賃等）に要する経費
- ・応募団体の人が飲食を行う経費（弁当代やイベント終了後に行う懇談会の食事代等。ただし、作業に参加した人へのお茶代・菓子代は対象とする。）
- ・会議の時のお茶代・菓子代
- ・金券（商品券、サービス券）などの発行に係る経費（個人の私的な資産形成に当たるものと捉えられることから対象外とする。）
- ・その他対象とすることが適当でないと市長が認めた経費

(4) 補助率・限度額（上限・下限）の設定

- 住民の発意を大切に、主体的な活動をより広く展開していくことを期待する趣旨から、資金調達が障害とならないよう、補助金交付額の上（下）限及び補助率（最大で10/10以内）の設定は、地域の実情を踏まえて、各地域協議会の判断に委ねる。

5 事業の実施手順等

(1) 採択方針の取扱い

- 各区の採択方針は地域協議会がまとめる。
- ・事業の募集に先立ち、各地域協議会は、地域で抱える課題に応じて、どのような事業を実現すべきかを明らかにするため、地域の目指すべき姿、地域で課題となっていることなどを議論して採択方針としてまとめる。
- ・採択方針は、地域の将来像や、優先的に採択する事業のほか、必要に応じて補助率や補助金額の上限・下限、審査の配点などを含めて決定する。

(2) 事業提案書の受付

- 事業提案書は、事業の提案者が事業を行う区域の総合事務所又はまちづくりセンターに持参する（郵送での応募は受け付けずに、直接、面談の上内容を確認する。）。
- 審査を円滑に進めるため、土地利用等に関し提案者以外の承諾が必要な事業については、関係者と事前に協議が行われているかどうかを受付で確認する。
- 提案書の作成等申請についての相談は各事務局が対応し、提案者をサポートする。

(3) 提案事業の審査

- ヒアリングやプレゼンテーションの実施は、各地域協議会の判断に委ねる。
- 審査は次の視点を基に行うこととする。

視点	内容	審査の方法
ア) 基本審査	提案事業が「地域活動支援事業の目的と合致しているか」を確認するもの。 ※提案を受理した段階で確認が済んだと判断して審査項目に加えないなど、区の状況に応じて実施しなくてもよい。	適否を確認
イ) 地域自治区の採択方針	地域自治区ごとに設定する ※地域の課題解決のために、どのようなテーマの提案事業を実施すべきかを明らかにするもの。	適否を確認

ウ) 共通審査 ※具体的な項目は 下記のとおり	全ての地域自治区の審査で共通するもの ※全ての地域自治区で共通の視点に立ち、提案された 事業を審査する上で必要最小限の基準。 ※配点は自由。 ※必ずしも点数を付けなくともよい。	項目ごとに配 点し、採点
-----------------------------------	--	-----------------

<共通審査の項目と視点>

審査項目	審査の視点
①公益性	<ul style="list-style-type: none"> ・提案事業の成果が広く地域に還元されるものか。 ・補助金を充てて購入した物品や修繕した施設等が、長く地域で活用される見込みがあるか。 ・全市的な方向性と合致しているか。 ・提案者以外の市民や団体等に不利益を与えるものではないか。
②必要性	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の課題解決や活力向上に効果が見込まれる取組であるか。 ・地域の実情や住民要望に対応したものか。 ・緊急性の高い提案事業であるか。 ・ほかの方法で代替できないものであるか。 ・補助金を充てる経費が、提案事業を実施する上で不可欠なものであり、その規模も必要な限度となっているか。
③実現性	<ul style="list-style-type: none"> ・目標（達成すべきこと）や事業内容が明確なものか。 ・関係者との合意形成や組織内部での実施態勢が整っているか。 ・資金調達の規模や時期に無理はないか。
④参加性	<ul style="list-style-type: none"> ・提案事業の実施に当たり、提案者に限らず多くの住民等の参加が期待できるものか。
⑤発展性	<ul style="list-style-type: none"> ・新しい発想が感じられる取組や、先進的な取組であるか。 ・事業の終了後における自立性や発展性は期待できるか。 ・提案団体に、信頼性や将来性はあるか。

- その他、審査においては、次のとおり取り組むものとする。
 - ・必要に応じて、共通審査項目に加えて、各区独自の審査項目の追加も可能。
 - ・審査に必要な書類がある場合は、各区の判断により提出を求めることも可能。
 - ・地域協議会委員は公平・公正な視点で採択審査に当たることが前提であるため、地域協議会委員が事業提案者と関わりがある場合でも、当該委員が審査に加わることを一律制限することはしない。ただし、各地域協議会での検討の結果、いわゆる利害関係者を審査から外すことも可能。

(4) 事業の紹介・公表

- 当該事業の活用について、地域内の各種団体に広く周知するとともに、「まず、相談に来てもらうこと」をPRする。
- 提案事業や採択事業は、市民の皆さんにその内容を広くお知らせするため、報道機関に情報提供を行うほか、市のホームページなどで紹介する。
- また、採択事業の実施結果は、年度末に広く市民に公表する（広報や市ホームページでの周知、成果報告会の開催、情報提供等）。

令和元年度地域活動支援事業 牧区の採択方針等

牧 区 の 採 択 方 針 等

1 採択方針

- (1) 牧区に定住する人材の育成又は確保につながり、地域住民が自主的、主体的に取り組む事業を対象とする。

(適用例)

- ・ 社会教育の推進や伝統文化の保存継承に寄与する事業
- ・ 雇用の促進に寄与する事業
- ・ 産業振興に寄与する事業
- ・ 健康増進に寄与する事業
- ・ 少子高齢化対策に寄与する事業
- ・ 環境保全に寄与する事業
- ・ 安全・安心活動に寄与する事業
- ・ 生活環境の維持・向上に寄与する事業
- ・ 観光資源の活用や交流拡大に寄与する事業
- ・ その他上記に属さないが、地域の活性化に寄与する事業

- (2) 既存事業においては、これまでの懸案事項や問題点を解決するための新しい工夫が追加されていること。工夫が見られないとみなされた場合、不採択あるいは補助額が減額となる場合がある。

2 補助率及び補助限度額

- (1) 補助金額の上限は100万円とし、補助率は原則100%とする。
- (2) 補助金額の合計が牧区への配分額を上回った場合は、共通審査基準の採点を基に、傾斜配分により減額する。

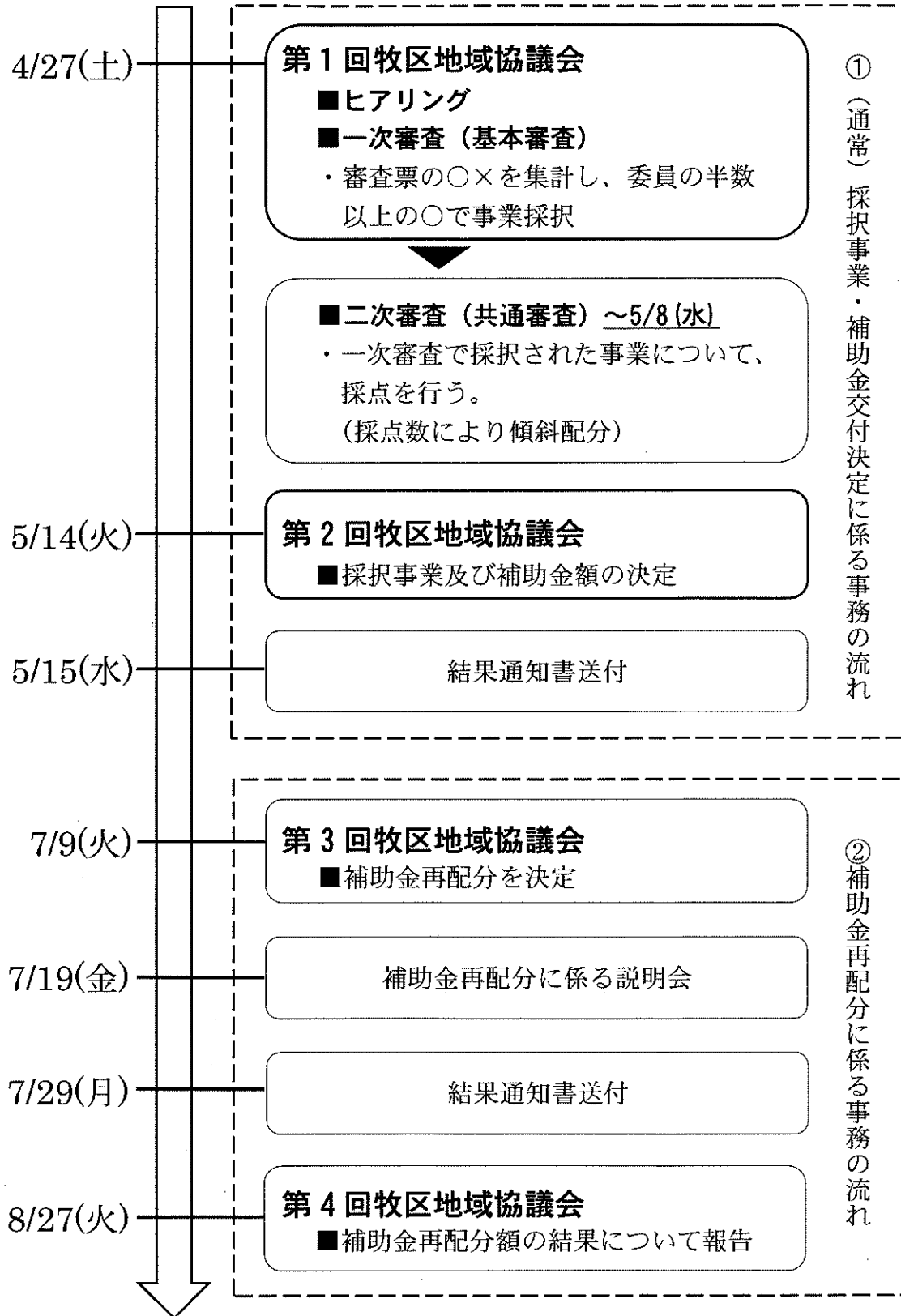
3 提案事業の審査と決定

- (1) 牧区地域協議会委員による聞き取り調査を行い、その後の会議（審査会）において審査、採択等を決定する。
- (2) 採択は「基本審査」、「牧区の採択方針」及び「共通審査基準」それぞれの結果を踏まえ、総合的に判断する。
- (3) 提案の状況によっては、複数の事業を提案した団体からの採択は1事業とする場合がある。

【審査方法及び採択基準】

- ・ 基本審査項目及び牧区採択方針の審査は、各委員の○×数の合計で適否を決することとし、委員の半数以上が適合（○）と判断した事業を採択とする。なお、委員が適合しないと判断した事業は、共通審査基準の採点を行わない。
- ・ 共通審査項目は、各項目それぞれ12点（ただし、②必要性は16点）の5項目の合計が64点満点とし、傾斜配分により減額を行う。
- ・ 傾斜配分は各委員の平均点が54点以上は100%、41点以上は90%、28点以上は80%、28点未満は70%を基準とする。
- ・ 共通審査基準の採点後の補助金総額が、牧区への配分額を上回った場合は、傾斜配分後の補助金額に応じて減額する。残額が生じた場合は、傾斜配分後の補助金額に応じて、補助希望額を超えない範囲で加算、または2次募集等について協議する。

令和元年度地域活動支援事業実施の流れ（フロー図）



【 第1回 審査票 】 平成31年度

事業名

1 基本審査 **【判定】** ○か、×を記入 **【判定】**

以下の「地域活動支援事業」の目的と合致しているか。 地域の課題解決や活力向上に向け、地域活動資金を28の地域自治体に配分し、住民の自発的・主体的な地域活動を推進することを目的としている。	
※判定欄で×の場合の理由	

2 牧区採択方針 **【判定】** ○か、×を記入 **【判定】**

(1) 牧区に定住する人材の育成又は確保につながり、地域住民が自主的、主体的に取り組む事業を対象とする。 (適用例) ・社会教育の推進や伝統文化の保存継承に寄与する事業 ・雇用の促進に寄与する事業 ・産業振興に寄与する事業 ・健康増進に寄与する事業 ・少子高齢化対策に寄与する事業 ・環境保全に寄与する事業 ・安全・安心活動に寄与する事業 ・生活環境の維持・向上に寄与する事業 ・観光資源の活用や交流拡大に寄与する事業 ・その他上記に属さないが、地域の活性化に寄与する事業	
(2) 既存事業においては、これまでの懸案事項や問題点を解決するための新しい工夫が追加されていること。工夫が見られないとみなされた場合、不採択あるいは補助額が減額となる場合があります。	
(3) 調査、研修及び計画づくり事業においては、次年度以降に本事業が実行されることが確実に見込まれること。	
※判定欄で×の場合の理由	

審査員番号

総合判定

【第2回 審査票】 平成31年度

事業名

3 共通審査項目 **【採点】** 点数に○を記入 **【採点】**
 4(12)点:優れている 3(9)点:やや優れている 2(6)点:やや劣っている 1(3)点:劣っている

①公益性	・提案事業の成果が広く地域に還元されるものであり、補助金を充てて購入した物品や修繕した施設等が、長く地域で活用される見込みがあるか。	4・3・2・1	/12
	・全市的な方向性と合致しているか。	4・3・2・1	
	・提案者以外の市民や団体等に不利益を与えるものではないか。	4・3・2・1	
②必要性	・地域の課題解決や活力向上に効果が見込まれる取組であるか。	4・3・2・1	/16
	・地域の実情や住民要望に対応したもののか。	4・3・2・1	
	・緊急性の高い提案事業であるか。	4・3・2・1	
	・ほかの方法で代替できないものであるか。また、補助金を充てる経費が、提案事業を実施する上で不可欠なものであり、その規模も必要な限度となっているか。	4・3・2・1	
③実現性	・目標（達成すべきこと）や事業内容が明確なものか。	4・3・2・1	/12
	・関係者との合意形成や組織内部での実施態勢が整っているか。	4・3・2・1	
	・資金調達の規模や時期に無理はないか。	4・3・2・1	
④参加性	・提案事業の実施に当たり、提案者に限らず多くの住民等の参加が期待できるものか。	12・9・6・3	/12
⑤発展性	・新しい発想が感じられる取組や、先進的な取組であるか。	4・3・2・1	/12
	・事業の終了後における自立性や発展性は期待できるか。	4・3・2・1	
	・提案団体に、信頼性や将来性はあるか。	4・3・2・1	
※コメント			合計
			/64

審査員番号

総合判定